

自由党体制の成立と崩壊(1)

－韓国における最初の

「権威主義的」体制－

木 村 幹*

目次

はじめに

第1章 在地社会と自由党

第1節 第1共和国期における「選挙」の重要性

第2節 「馬山3.15義挙」処理過程に見る自由党

第3節 「与村野都」を支えた自由党組織

はじめに

韓国における「権威主義的」体制。86年の民主化宣言から既に15年以上を経た今、それは確実に過去のものとなろうとしている。3回の大統領選挙を経、3人の異なる支持基盤に基づく、異なる個性の大統領を生み出した韓国の政治体制が、最早、民主主義のそれとは全く異なるものである、ということは難しかろう。しかしながら、今日の順調な民主主義の定着は、逆に今日、我々に新たな疑問を投げかけているかのようにも見える。86年以前の韓国。それは、政治学のいかなる定義によっても動かすことのできない、典型的な「権威主義的」体制の国家であった。しかし、それならば、今日の民主主義国・韓国は、どうして僅か15年までそれほどまでに典型的な「権威主義的」体制であったのであろうか¹。

問題をこのように考えた時、我々がまず想起すべきは、そもそも韓国も、その独立当初から「権威主義的」体制²を志向していた訳ではなかった³、ということであろう。独立当初の韓国が志向していたのは、明らかに「民主主義的」な体制であり、そのことは何よりも独立当初の憲法に現れていよう。重要なことは、にも拘らず韓国が、他の第二次大戦後の新興独立国同様、当初は「民主主義的」な体制を志向しつつも、結果として「権威主義的」体制へと転化していき、その形態の差こそあれ、それから凡そ30年もの間、「民主主義的」体制へと戻ることができなかったことである。そもそも韓国は、何故に独立当初の構想とは異なり、「権威主義的」へと転化

* 神戸大学大学院国際協力研究科助教授

してしまったのか。この問題への解答なしに、我々は韓国における「権威主義的」体制と、そこからの脱却 — 即ち、民主化 — を考えることはできない。

筆者は、今日までこのような観点から、主として野党の側からの韓国の「権威主義的」体制への転落の過程を分析してきた。そこにおいて重要であったのは、韓国における特殊な脱植民地化のあり方が、「正統保守野党⁴」を形成した「国内派」人士からその支配の正統性を奪い去ったことであり、また日本統治から引き継がれた、国家の圧倒的な経済統制力が野党の勢力伸張の大きな障害として存在したことであった。野党はこのような二重のハンディキャップの下、独立の父、としてのカリスマを独占する李承晩に抵抗するが、その活動は次第に後退することを余儀なくされる。その結果、出現するのが、50年代における「政府党」としての自由党体制⁵である。

しかしながら、このような分析は、それだけでは同時に重要な問題点を含んでいる。なるほど、このような状況においては、野党が自ら固有の社会的、或いは経済的基盤に則って、政権を窺うことは困難であろう。しかしここで見落とされてはならないのは、程度の差こそあれ、このような問題は、与党においても、一定の制約要因、として作用していたということであろう。即ち、自由党結党以前における与党は、「正統保守野党」同様、極めて不安定な基盤に立つ存在であり、このような国会における与党の不安定な状態は、李承晩が自らの政府を指揮し、政策を実現する

に当り、大きな障害となっていた⁶。後述するように、「李承晩を支持すること」と、「李承晩に支持される者を支持すること」は異なることであったのである。

このような状況を変えたのは、51年の自由党結党であった。数年間の混乱期を経て、自由党が国会で安定多数を獲得し、政党としての強い結束力を発揮するようになって、はじめて李承晩は安定して自らの施策を自らの思いのままに実現する行動の自由を獲得することとなったのである。言い換えるなら、李承晩は自由党という安定した「政府党」を獲得することにより、独裁的な政治的地位に立つこととなったのである。

韓国における最初の「権威主義的」体制。それは自由党という「政府党⁷」を理解することなくして、理解することが出来ない。以上のように韓国の「権威主義的」体制理解において決定的な重要性を有する自由党とその体制であるが、これに関する研究は、わが国においては勿論、韓国やその他の国においても、極めて少ない。その理由は恐らく次の2つであろう。第1は、資料の不足である。朝鮮戦争を経、韓国があらゆる面において困難な状態にあった当時について、本格的な研究に使用できる資料は限られており、それ故、今日までこの分野における研究は困難であると考えられてきた。第2は、研究者の関心の偏りである。従来、韓国における「権威主義的」体制研究は、目覚ましい経済発展により人々の注目を浴びる朴正熙政権期に集中する傾向があった。朴正熙政権期の華々しい業績を前

に、これに先立つ李承晩政権期は、「失敗した時代」であると認識され、それ故本格的に研究されることは少なかった。しかしながら、「権威主義的」体制そのものについては、先立つ李承晩体制の存在意義は明らかであり、実際、それは例えば、朴正熙政権民政移管直後の民主共和党と、4.19学生革命以前の自由党が同様に「与村野都」体制の下、主として町村部に基盤を置いていたことからだけでも明白であろう⁸。また、経済発展においても、今日、朴正熙政権の政策を考える上での、先立つ時代が与えた要件の重要性が指摘されるようになっている。

何れにせよ、韓国現代政治史を真摯に問い直し、また、それを再検討するに当たり、李承晩政権、就中それが「権威主義的」政権の段階に到達した自由党体制下の李承晩政権への分析が不可欠であることは明らかであろう。本稿は以上のような観点からの研究であり、筆者はその為以下のような作業を行うこととなる。第1に、50年代の自由党、特にその末端部での活動に関する文献を再検討することにより、その組織構造についての解明を行う。第2に、自由党支配成立以後において、中央の政治、就中、政府と「政府党」である自由党がどのような関係を持ち、現実の政治がどのように進行していたかについて、新たに発掘した資料⁹に基づき、その構造的分析を行う。第3に、以上の様に中央・地方双方における自由党支配の構造を明確にした上で、何故にその支配が60年に入り、脆くも崩壊したかを考察し、その支配の限界と、それが依

存していた政治的・社会的要件について明らかにする。

以上で、本論に入る準備は整った。早速、具体的な議論に入ることにしよう。

第1章 在地社会と自由党

第1節 第1共和国期における「選挙」の重要性

第1共和国期の「権威主義的」体制。これを考察する上で第1に重要なのは、それが様々な問題を孕みながらではあれ、少なくともその当初においては、憲法に規定された「選挙」とその勝利の結果成立したものであった、ということであろう。実際、軍事クーデターにより成立した、朴正熙や全斗煥両者を頂点とする後の「権威主義的」体制が、その出発の時点において、「選挙」を経ずして成立し、また、成立以後においても、その「選挙」における野党への苦戦の中で、寧ろ、「選挙」により選出される代表の範囲をできるだけ制限する方向へと傾斜していったことと比較するならば、この時期、より正確には、自由党結党から1956年頃までの李承晩政権の特殊性は明らかであろう。即ち、この時期、有権者が「選挙」により自らの意志を政治へと反映できる機会、一貫して増加する傾向にあった。その代表的な例は、国会による大統領間接選挙制から、有権者による大統領直接選挙制への移行である。同様のことは、地方政治についても言うことができる。大統領直接選挙制が導入された52年、それまでその実施に消極的であった李承晩政権は、一転、地方自治レ

ベルにおける「選挙」実施へ積極的な姿勢を見せることとなり、この年の内に地方議会選挙が、そして56年にはこれに加えて、一部地方首長選挙が実施される。

ここにおいて注目すべきは、このような第1共和国期における「選挙」の拡大が、李承晩と与党の主導により実現されて行った、ということであろう。言うまでもなく、このような李承晩等の行動の前提には、彼等の側に、国会内での政治的駆け引きや、行政府での調整を経るよりも、これらポストの帰趨を「選挙」により決定した方が、自らにとって有利な結果が得られるであろうという認識がなければならない。

尤も、ここで注意しなければならないことは、筆者は何もここで、李承晩と当時の与党が「選挙」での勝利を獲得するに当り、一定の不正があったことを否定しようとするものではない、ということである。言い換えるなら、「選挙」で確実な勝利が見込める、ことは、その勢力が国民から多くの「支持」を得ている、ということと同義ではない。即ち究極的には、「選挙」による特定ポストへの就任者の決定は、他の人事的任用の為の規則によるものと同様、特定のポストに誰が就くべきかを決定するかを巡る政治的ゲームに過ぎない。そして、現実の「選挙」において候補者達が、選挙区の範囲や1選挙区内における当選者数については勿論、投票日の天候や選挙以外の大イベントの有無にまで神経質になるように、政党支持率に代表されるような特定の勢力や個人に対する「支持」の大きさは、

このゲームの帰趨を決める1つの要素であるに過ぎない。そしてそれはこのゲームにおける「不正」と呼ばれる一連の行為についても同様である。ある特定の、集票に極めて有効ではあるが、手続的には「不正」である手段が存在する場合、各勢力がこれを用いるか否かは、それが発覚するか否かの確率によって左右されよう。言い換えるなら、「不正」と言われる行為もまた、ゲームとしての「選挙」における、1つの現実的な「手段」或いは要素であり、このことを視野にいれずして、「選挙」就中、当時の韓国のような社会状況にある国家の「選挙」を理解することは不可能であろう。

既に明らかのように、「選挙」というゲームでの勝算が見込めること、それは即ち、これらの「手段」や要素を駆使し、この「選挙」というゲームを戦うに足る準備が出来ている、ということの意味している。李承晩と自由党。この時期の「権威主義的」体制を支えた2つの存在が、その命運を「選挙」に預けた場合、その為の準備がより多く必要なのは、言うまでもなく後者であった。韓国独立運動の有力指導者の1人であり、また、解放以後、韓国建国に至るまでの過程において、他の有力指導者を駆逐してその地位を獲得した大統領としての李承晩の権威は、少なくとも1950年代中葉までは、他から隔絶したものであり、個人対個人の戦いである大統領選挙において、李承晩が他の者に敗れることは、与党の側のみならず、野党の側においてさえ、考えることも難しい状況にあった。

しかし、同様のことは、自由党とその所属議員については言えなかった。建国以来行われた幾度かの選挙において、李承晩は自らを支える勢力に対し、様々な形で支援を行い、支援を受ける側もまた、李承晩の支持を最大の武器としてこれを戦ったが、その成果は芳しいものとは言えなかった。そのことは「独立の父」としての、李承晩のカリスマが、彼への投票を呼び込むことはできても、彼を支持する者への投票までは呼び込むことができないことを意味していた。即ち、自由党結党以前の状況とは次のようなものであった。「選挙」という手段に訴えることにより、李承晩自身はその政治的地位を確保することができた。しかし、彼への支持は、彼が支持する者への支持には繋がらず、結果、李承晩は不安定な施政をすることを余儀なくされた。重要なのは、李承晩ではなく、李承晩が支持する者を如何にして「選挙」にて勝たせるか、であった。

このような意味において、51年の自由党結党は、韓国の政治を劇的に変化させることとなる。即ち、それ以後、李承晩は、この自由党を自らの基盤とすることにより、安定して統治を行うことが可能となるのであり、進んで、その強力な基盤を下に、後世批判されることとなる独裁的な政治を行うこととなるのである。

それでは、自由党とは一体何者であり、何故に彼等は「選挙」にて「勝利」することができたのであろうか。次に、当時における自由党の具体的な姿へと迫ってみることとしよ

う。

第2節 「馬山3.15義挙」処理過程に見る自由党

自由党を「選挙」にて勝たせたもの。それが自由党に結集した個々の政治家の「自前の」支持基盤でないことは、当時、自由党に属した人々の、李承晩政権崩壊以後の状況を見れば明らかであろう。極めて少数の例外を除き、李承晩政権崩壊後、最初に行われた「選挙」において、彼等は当選することは愚か、「善戦」することさえできなかった。彼等のそのような状況は、その後も変わることはなく、彼等の殆どは、以後も政治的復活を遂げることができなかった。同様のことは、自由党結党以前との比較においても言うことができよう。自由党以前の段階における与党、就中、その幹部達個々の選挙区における支持基盤は弱体なものであり、それは、自由党期のそれとは明らかに一線を画すものであった。

以上のことから我々が推測できるのは、次の2つのことであろう。まず、李承晩政権崩壊以前と以後との比較から明らかになるのは、この政党の勢力が「与党であること」と大きな関係を有している、ということであろう。何故なら、仮にこの政党の勝利が、政党自身の組織や、個々の政治家自身の力にのみ支えられているのであれば、彼等は政権を失ってもある程度の「善戦」が出来る筈だからである。しかしながら、第2に、そして本稿においてより重要なのは、そのことはそれが「政党」という形態をとり、それ自体の組織を有

していることが無意味であることを意味しない、ということであろう。このことは、自由党結党以前と以後の比較により、明らかであろう。与党に属している、ことと、自由党に属している、ことは異なるのであり、そのことは、自由党そのものに何らかの特殊な意味があることを意味している。更にもう1つここで付け加えておかなければならないのは、この政党において、それが掲げる「綱領」や「イデオロギー」が重要であった、という可能性は考えられない、ということである。李承晩政権のイデオロギー性は、自由党結党以前、所謂「一民主義」の時代において、より明確であり、自由党政権期には寧ろ後退を見せている。そのことは、当の自由党自身が、その選挙運動において、自らの「綱領」を殊更に掲げなかったことから明らかであろう。また、自由党が「選挙」に勝利するに当たっては、その野党と隔絶した巨大な資金力が重要であったことは、これまでに幾度も指摘されているが、この資金力は明らかに、この政党が与党であること、それ自身に由来しており、自由党以前の与党と自由党との間に決定的な違いがあると言うことはできない。

以上を整理するならば、次のようになろう。即ち、自由党とは、「与党であること」のメリットを生かす為の組織であった、ということである。それでは、その組織とはいかなるものであり、どのように構成されていたのであろうか。この点を垣間見る上で我々に参考になるのは、その政権末期、60年の所謂「馬山3.15義挙」¹⁰ 処理過程に現れるこの政党の

姿であろう。「馬山3.15義挙」とは、60年3月15日に行われた正副頭領選挙における自由党の「不正」への抗議を目的として馬山市内にて大規模デモが発生し、これに対して警察が発砲した事件である。この事件とその処理過程については、当時の馬山市党部が作成した内部資料¹¹が残されており、我々はこれを通じて、この地域における自由党の組織と活動のある程度知ることができる。

まず、事件の経過とそれに対する自由党の対応を時系列的に見て行くこととしよう。3月15日、民主党馬山市委員会により、「不正」選挙糾弾を目的とする「選挙放棄宣言」により誘発された大規模デモは、一旦は警察の実力行使により鎮圧される。この「予期せぬ暴動」を受けた自由党は、翌16日には市選挙対策委員会及び企画委員会を開催し、事件の責任が民主党にある旨の声明書を発表すると同時に、事件処理の為の非公式な「7人小委員会」を発足させる。続いて18日には、選挙対策委員会幹部及び各部次長会議を開催し、以後も対外的には選挙対策委員会の名義で活動を行うことを決議する。21日には、市党部常任委員及び管下洞党部委員長連帯会議が招集され、「7人小委員会」を「発展的」に解散し、「馬山騒擾事件自由党馬山市党部収集委員会」が発足する。彼等の主導する活動は、24日、全員が自由党議員から構成される中央党部慰問団が到着するまで展開され、その後の主導権は、事の重大性に鑑みて、中央党部に移されることとなる¹²。

この時期、即ち、3月15日から24日までの

間の自由党馬山市党部の活動は、大きく次の3つであった。1つは「宣伝対策」であり、声明文発表やマスコミとの接触等の広報活動がそれである。彼等は政府系地元紙である馬山日報に積極的な働きかけを行うと同時に、全国紙記者等とも接触し、自らに有利な報道が行われるべく活動した。2つ目は「救護活動」であり、その内容は慰問とそれに密接に結びついた「吊慰金（品）」「慰問金（品）」等の被害者への伝達である。3つ目は「調査対策」であり、事件の真相調査の為に警察、就中、治安局との接触が主な内容であった。「調査対策」という項目名称からも明らかのように、この活動は、事件そのものの真相究明以上に、事件の解決の為に国会が行う「調査」についてどのように対応するかを目的としたものであったろう。自由党が党として行ったのはこれらの活動に事実上限定されており、そのことは日常の活動もこの範囲を超えなかったであろう事を推測させる¹³。

しかしながら、本稿においてより重要なのは、このような活動の過程において、当時の馬山市党部の姿が明確になる、ということであろう。第1に、その組織の中核となったのは、「7人小委員会」を構成する人々である。この「委員会」は自由党馬山市党部委員長であり、この地域選出の民議員でもある許潤秀¹⁴を委員長として、副委員長3名と市党部総務部責任委員と宣伝部責任委員の各1名、更には、自由党中央委員1名で構成されている¹⁵。副委員長は、市党部副委員長でもある馬山商工会議所長¹⁶と馬山市議会議員の2名

と、国民会支部会長が占めた。彼等は、平時における自由党馬山市党部の幹部達である。しかし、真に重要なのは、事件が重大化した後、「7人委員会」が「発展的」に解消され形作られた、「収集委員会」の構成の方である。表1から明らかのように、この「収集委員会」は任員の上位に、慶尚南道選出の自由党所属民議員を筆頭として、次いで、馬山市における主要公共機関長、更には、同市内その他諸機関の長を「顧問」として頂く形で構成されている。注目すべきは、他の地域に比べて比較的自党の勢力が弱体であった馬山市においてさえ、市長をはじめとする、行政の各部の責任者や、野党が大きな勢力を占めた市議会¹⁷の議長、更には、裁判所長迄もここに網羅されていることであった¹⁸。同時に見落とされてはならないのは、そこに同じ機関の前職や元職の姿が見られないことである。このことはこのリストに名を連ねた人々が、彼等個人としてではなく、各機関の代表者としてここに名を連ねていたことを意味している¹⁹。

何れにせよ、馬山市党部自由党とは、自由党に直接拘る国会及び地方議会の議員やその潜在的候補者を中心としつつも、必要に応じて行政のそれを筆頭とする各種機関がこれをバックアップする形態を有していた、ということであった²⁰。就中、重要な機関は警察であり、自由党と警察の関係は、事実上、不可分な状態にさえあったということが出来る²¹。同時にもう1つ見落とされてはならないのは、国民会を除き、元々、自由党を支えていた筈

の諸団体、大韓民国労働総同盟や大韓民国農民総同盟等の代表者の姿がここに全く見られないことであろう。そのことは、この時期における自由党が、発足当時において主唱された各種国民的団体により構成される政党から、行政機関を中核とした、地域における既存の主要機関によりその組織を大きく補完される典型的な「政府党」へと転化していたことを示している。

勿論、馬山における事例を以て、自由党の全てを代表させることは危険であろう。それでは、他の地域、就中、自由党支配を支えた農村部において自由党はどのような存在であり、どのような組織に支えられていたのだろうか。次にその点について簡単に見てみることにしよう。

第3節 「与村野都」を支えた自由党組織

「与村野都」。この時期の韓国の「権威主義的」体制の特色は、第4共和国期や第5共和国期とは異なり、その正統性の主要な基盤を、「選挙」に置いていることにあった。言うまでもなく、このような「選挙に依存する『権威主義的』体制」が成立し得る為には、その前提として、それが如何に強い抵抗に直面し、批判に晒された場合にも、必ず「選挙」に勝利する、ということが必要であろう。その意味において、韓国における「与村野都」現象、言い換えるなら、与党の政治基盤としての町村部の存在は、第1共和国期の「選挙に依存する『権威主義的』」を支えた最大の要因であった、ということができる。与党は

安定した町村部における優位があったからこそ、自らの勝利を信じて「選挙」に訴えて勝利し、自らの政権の正統性を誇ることができたのである。見落とされてはならないのは、このような町村部における与党の安定的優位は、自由党以前には見られなかったものであり、それが自由党成立と同時に、恒常化して行く、ということであろう。それでは、自由党はどうして農村部において安定的支持を獲得できたのであろうか。

この点を考える上で重要なのは、そもそも自由党は農村部においてどのような存在であったか、であろう。この点を考える上で、基礎的ではあるが、我々の考察において重要な手がかりを提供するのは、この時期における、町村部における「選挙」の変化、就中、その競争のあり方における大きな変化としての、候補者数の顕著な減少であろう。自由党結党以前の国会議員選挙、即ち、48年制憲議会選挙と、50年国会議員選挙の最大の特徴は、200或いは210の議席を巡って、48年は948名、50年に至っては、実に2209名もの候補者が乱立し、その結果、多数の無所属当選者を出したということであった。別稿²²で詳しく論じたように、このような多数の無所属議員の存在は、李承晩政権の政権運営を著しく不安定なものとなさせ、また、これに対抗する「正統保守野党」に政権への挑戦の機会を提供することとなっていた。

候補者の乱立と多数の無所属候補者の当選。それは即ち、50年国会議員選挙迄の時点の韓国社会においては、政党が在地社会にまで十

分浸透してないことを意味していた。このような状況においては、ある政党が他に対して優位に立つ最も簡単な方法は、乱立する自党系の候補者を事前調整し、その限られた得票を特定の候補者に集中させることであった。

このような目的の為に自由党が実施したのは「韓国初の公薦制」であった。自由党はそれまで各候補者の「自称」でしかなかった各候補者の政党所属を、党中央による「公薦」により明確化し、更には、その選考過程において与党系候補者の絞込みを行うことにより、自党候補者の当選確率を向上させようとしたのである²³。そして、自由党はこれに成功した。それまでは相関関係を有さなかった候補者数と与党得票数の関係は、54年国会議員選挙において、相関関係を見せるようになり、58年国会議員選挙においてその関係は更に強化されることとなる（表2、表3）。見落とされてはならないのは、このような候補者数の減少が、町村部において顕著であったことであり、それこそが54年国会議員選挙以降に見られる「与村野都」現象を作り出すこととなるのである。

それでは自由党は、農村部においてどのようにしてそれを実現したのであろうか。重要なのは、そもそも農村部において自由党がどのような姿を以て現れるかであろう。表4は、58年国会議員選挙が行われた年、当該選挙実施後に京畿道広州郡の5面、及び龍仁郡の1面で行われた郡居位者の団体所属に対する調査結果であるが、まず注目すべきは、少なくとも、この時期、この地域においては、この

地域に存在するあらゆる諸団体の内で、最も多くの所属者を有する団体が自由党そのものであった、ということであろう。言い換えるなら、彼等は、例えば国民会のような自由党を構成する下部組織に所属することにより、間接的に自由党と関係を取り結んでいるのではなく、直接的に自由党との関係を取り結んでいるのである。このことからわかるのは、従来の理解とは異なり、自由党は決して中央にのみ影響を有する、在地社会から浮き上がったエリートの政党ではなく、具体的に在地社会に根を張る政党であった、ということである。在地社会において重要であったのは、自由党を構成する諸団体ではなく、自由党、より正確には、行政機関と一体化した「政府党」としての自由党そのものであったのである。

この調査を見る上で、見落とされてはならないのは、本来、この調査の対象となった地域の大部分が、56年正副統領選挙における、民主党側からの大統領候補者・申翼熙の強固な地盤であり、自由党がそれを民主党から奪うべく総力を挙げた地域である、ということであろう²⁴。幸いなことに、この地域における自由党の活動については、54年、及び58年国会議員選挙におけるこの地域の自由党候補者、崔仁圭が獄中回顧録の形で具体的な記録を残しており²⁵、我々は限定された範囲でありながら、その内容を知ることが出来る。

崔仁圭によるなら、上記のような組織拡大に果たして自由党が用いた方法は以下のようなものであった²⁶。第1は、当該地域内部での人事への干渉である。彼によれば、上から

の任命においてのみならず、道議会や面議会においても自由党が圧倒的多数を占める当時の状況においては、地方議会の権限によるものも含めて、彼等は広い範囲の人事へ影響力を行使することができた。第2は、ソウルにおける官民両分野における就職の斡旋である。この点について興味深いのは、崔仁圭が自ら自身としては、第1の方法よりも、寧ろ第2の方法を重視したこと、そしてその理由として、地域における人事への干渉は、現在その地位を占めている人間の罷免を前提としている以上、新たな敵を作り出す可能性があるが、第2の方法は、その危険性がない為、安全である、としている点であろう。このことは、この時期在地社会における公的ポストの配分が、極めて重要な問題となっていたこと、そしてその失敗により在地社会有力者を敵に回すことが、政治家にとって、如何に頭の痛い問題であったかを示唆している。第3は、地方事業の振興であり、これが与党の武器として使えることは当然であった。第4は、地域駐屯軍部隊への働きかけである。この地域には、全有権者の5分の1にも相当する第33予備師団が駐屯しており、彼はその慰問等を積極的に行っている。このことは、自由党が進出するに当たり、まず以て、軍人を含む公務員の票をまとめることが重要であったことを意味している。第5は、敬老団設置や、学校各種行事への祝電や支援、自らの夫人を利用した婦人会活動支援、冠婚葬祭における活動等であったが、これについても与党としてのメリットが最大限発揮されたことは疑いがな

ろう。

それではこのような自由党側の工作の結果、在地社会はどのように変化していったのであろうか。この点については、全羅南道和順郡同福面²⁷の事例が我々に示唆を与えてくれる。表5は、この地域における56年時点での、自由党・正副頭領選挙対策委員会の顔ぶれである²⁸。ここから明らかなことは、この村落における自由党組織が、主として日本統治期から続く在地社会有力者を組織化したものであった、ということであろう。即ち、在地社会における自由党とは、彼等在地社会有力者を幹部として組織化し、その下に一般農民を組み込んだものであったとすることができる。しかしながら、同時に見落とされてはならないのは、そのことが、自由党が単なる地主政党であることを意味しているのではなかった、ということであった。農地改革時の対立に象徴的に現れているように、当時の2大政党である、自由党と民主党の内、地主や実業家の利益に立って自らの主張を展開したのは、国内派、言い換えるなら、朝鮮半島における日本統治期からの有力者達の政党として出発した「正統保守野党」の流れを引く民主党の側であり、李承晩と自由党は、これとの比較においては、寧ろ、「愚夫愚婦」の側に立つ政党であると看做される傾向にあった²⁹。実際、崔仁圭が自らと申翼熙とを比較しつつ述べているように、民主党系の政治家は、基盤とする地域住民個々への「利益還元」に不熱心であり、そのことは結果として、在地社会における自由党の活動を、容易ならしめていた³⁰。

重要なことは、にも拘らず、彼等在地社会有力者達が、結果的に、彼等自身の利益を体現する民主党ではなく、自由党に包摂されていったことであろう。ここにおいて注目すべきは、広州郡、和順郡の双方の例に共通して見られる現象として、当時の在地社会有力者、就中、この時点においても在地社会にて有力な地位を維持し続けている在地社会有力者の多くが、単なる大地主や資産家であるだけでなく、行政或いは、地方議会における、何らかの公職経験者であり、そのことこそが彼等がその地位を維持する為の、権威を提供する役割を果たしていた、ということであろう³¹。即ち、彼等、日本統治期からの在地社会有力者は、解放後10年以上を経た当時において、農地改革により自らの富の相当部分を喪失する一方で、在地社会の有力者として、各種公的職務に従事する機会を与えられることにより、その権威を補完される状態にあった。そのことは、彼等が次第に、自ら自身に由来する権威ではなく、政府からのそれに依存するようになっていたことを意味している。

馬山市の例からも明らかのように、当時の自由党は、文字通り、行政機関と一体化した状態にあり、このような状況において、自由党に対して反旗を翻すことは、即ち、彼等が公的機関における職務に従事する機会を著しく減少させることを意味していた。そしてそのような状況下において、政府からの権威への依存を深めていた彼等が、次第に自由党に取り込まれて行ったことはある意味では当然のことであった。そのことは、日本統治期に

おいて、日本と一定の関係を有したのものには、一層そうであったろう。日本との関係によって、支配の正統性を失い、農地改革において、固有の経済的基盤を喪失した彼等が、在地社会における指導的地位を保つ為には、公職を得、時の政府から「御墨付き」をもらうこと以外に方法はなかった³²。

自由党は、このような状況に置かれた在地社会有力者を組織化することにより、彼等の間に、「秩序」を与えることに成功する。それは確かに、彼等の熱狂的支持に支えられたものではなかったが、とはいえ、それに参加することにより得られる利益は確実であった。その意味において、自由党が結成されて最初に行われた選挙が、地方議会議員選挙であったことは、重要であった。自由党の圧勝に終わったこの選挙において、彼等は確実に自由党に取り込まれ、それは同年の大統領選挙における李承晩の圧勝へと繋がることとなる。

自由党はこうして農村を自らの影響下に治め、これを基盤に国会での優位をも獲得してゆくこととなる。それならば、そもそもこの李承晩と自由党による体制とは、中央においてはどのようなものであったのであろうか。次に章を変えてその点について見てみることにしよう。

注

1 この点については、拙稿「韓国大統領のリーダーシップとその政治的基盤」、五百旗頭真編著『「アジア型リーダーシップ」と国家形成』TBSブリタニカ、1998年、をも参照のこと。

2 本稿における「権威主義的」体制についての考

- え方は、拙稿『『脱植民地化』と『政府党』』、『国際協力論集』第9巻第1号を参照のこと。
- 3 拙稿『『正統保守野党』の変質と『東亜日報グループ』の政治的解体』、『国際協力論集』第9巻第2号、をも参照のこと。
- 4 正統保守野党については、拙稿「日本統治期における韓国民族運動と経済の論理」、『国際協力論集』第5巻第2号、及び、「米軍政期における『正統保守野党』の形成と特質」、『国際協力論集』第6巻第1号、1998年、及び『『正統保守野党』の変質と『東亜日報グループ』の政治的解体』。
- 5 自由党に関する既存研究としては、尹天柱『韓国政治体系』高麗大学校出版部【韓国】、1961年、李達淳『李承晩政治研究』水原大学校出版部【韓国】、2000年、崔漢秀『韓国政党政治変動』世明書館【韓国】、1999年、李起夏『韓国政党発達史』議会政治社【韓国】、1961年。
- 6 自由党成立以前の与党の状況については、尹天柱『韓国政治体系』114ページ以下。また、尹致暎『尹致暎 20世紀』三星出版社【韓国】、1991年、231ページ以下、拙稿『『正統保守野党』の変質と『東亜日報グループ』の政治的解体』等。
- 7 「政府党」概念については、藤原帰一「政府党と在野党—東南アジアにおける政府党体制」、萩原宜之編著『講座現代アジア3 民主化と経済発展』東京大学出版会、1994年。
- 8 尤も、両者の得票を道別に見た場合には、両者には明瞭な差も存在することは否定できない。この点については、別稿にて議論したい。この点については、若畑省二氏からいただいた示唆に感謝したい。
- 9 筆者はこの為に2001年7月から10月にかけて、高麗大学校亜細亜問題研究所客員研究員として滞在した。同研究所の好意に感謝したい。
- 10 周知のように、2.8大邱義挙に引き続くこの事件は、やがて、4.19学生革命へと繋ぐ流れを作り出すこととなる。例えば、『馬山市史』、
http://masan.go.kr/main/book_masan_history/4/4_9_1.htm。また、『三・一五義挙』첫 번째, 三・一五義挙記念事業会【韓国】、1995年10月。
- 11 自由党馬山市党部編『馬山騷擾事件綜合報告書』自由党馬山市党部【韓国】檀紀4293年3月23日。また『馬山市史』。
- 12 自由党馬山市党部『馬山騷擾事件綜合報告書』。
- 13 自由党馬山市党部『馬山騷擾事件綜合報告書』。
- 14 許潤秀は、3.15選挙の僅か2ヶ月前に民主党から鞍替えしたばかりであった。『馬山市史』/4/4_9_1.htm、及び、/6/6_1_1.htm。彼への民主党支持者達の反感が大規模なデモが勃発した理由の一つであった。
- 15 道議会議員が含まれていないのは、この地域から選出された自由党議員が存在しない為である。
- 16 馬山商工会議所長、韓泰日はその後民主共和党から国会議員に立候補し当選を果たすこととなる。中央選挙管理委員会『歴代国会議員選挙状況』中央選挙管理委員会【韓国】、1968年、583、716ページ。また、『馬山市史』。
- 17 『馬山市史』。
- 18 表1のように、前職のまま名を連ねていたのは、前市党部委員長金鍾信のみである。その背景には、選挙直前に許潤秀が民主党から移ったことにより、市党部委員長のポストを彼に明け渡した、ということがあったろう。自由党馬山市党部『馬山騷擾事件綜合報告書』。
- 19 例えば、馬山市議会議長・李万熙は、自由党所属の議員でさえなかった。
- 20 同様のことは、例えば、当時ソウル市長を務めた許政の回顧録からも知ることが出来る。許政『내일 위한 証言』샘터사【韓国】、1979年、179ページ以下。
- 21 自由党馬山市党部『馬山騷擾事件綜合報告書』の各所。
- 22 拙稿『『正統保守野党』の変質と『東亜日報グループ』の政治的解体』。
- 23 金起八『政界夜話』1, 노벨文化社【韓国】、

1973年、15ページ以下に詳しい。同書及びその一連のシリーズは、1971年東亜放送により放送された1953年から1957年までの韓国政治史を扱ったドキュメンタリーを基礎として書かれたものであり、1971年当時生存中であった関係者の証言を基礎に形成された史料価値の高いものである。

- 24 両者の熾烈な争いについては、例えば、『京郷新聞』【韓国】1954年5月20日。<http://www.khan.co.kr/news/>よりの検索（以下、同じ）。
- 25 崔仁圭『崔仁圭獄中自叙伝』中央日報社【韓国】、1984年。周知のように崔仁圭は、後に触れるように3.15不正選挙時の内務長官となり、その責任を負って処刑されることとなる。
- 26 崔仁圭『崔仁圭獄中自叙伝』207ページ以下。
- 27 この地域は、50年国会議員選挙まで、民主国民党系勢力が議席を押さえていたが、自由党結党以後、自由党が議席を獲得するようになった地域である。『歴代国会議員選挙状況』。
- 28 この地域と地域有力者については、洪性讚『韓国近代農村社会의 變動과 地主層』知識産業社【韓国】、1992年が詳しい。また、『地方議会議員名鑑』中央通信社【韓国】、1956年。
- 29 例えば、尹天柱『韓国政治体系』132ページ。
- 30 崔仁圭『崔仁圭獄中自叙伝』143ページ以下。
- 31 李万甲『韓国 農村社会의 構造과 変化』서울大 学校出版部【韓国】、1973年、146ページ以下。また、洪性讚『韓国近代農村社会의 變動과 地主層』。
- 32 解放直後の在地社会名望家については、洪性讚『韓国近代農村社会의 變動과 地主層』271ページ以下。

表1 馬山騷擾事件自由党馬山市党部収集对策委員会・任員一覽表

氏名	委員会内地位		「7人委員会」	備考
金喆寿	顧問	自由党中央委員・慶尚南道党部委員長		民議員・慶尚南道内選挙区選出
李栄彦	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
李相龍	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
金仁皓	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
安德基	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
金成鐸	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
朴昌華	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
姜琮武	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
李鍾寿	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
池瑛進	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
朱金用	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
金燭燉	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
李竜範	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
辛洙桂	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
趙瓊奎	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
李泳熙	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
崔爽林	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
具泰会	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
李在員	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
金正基	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
陳石中	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
兪鳳淳	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
孫永寿	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
金載璋	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
朴相吉	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
徐漢斗	顧問	自由党中央委員・民議員		慶尚南道内選挙区選出
金鍾信	顧問	前自由党馬山市党部委員長		前国会議員・馬山選挙区選出
金圯変	顧問	自由党慶尚南道党部副委員長		
安允奉	顧問	自由党中央委員	○	
朴永斗	顧問	馬山市長		
李万熙	顧問	馬山市議会議長		
朴商致	顧問	釜山地方法院馬山支院長		
徐得竜	顧問	釜山地方檢察庁馬山支庁長		
金炳喆	顧問	馬山警察署長		
徐福泰	顧問	馬山稅務署長		
權夏植	顧問	馬山稅関長		
朴正錫	顧問	慶尚南道立馬山病院長		
諸吉允	顧問	馬山市医師會會長		
徐基弘	顧問	國際人權擁護連盟馬山市支部委員長		
金亨潤	顧問	馬山日報社長		
李太九	顧問	馬山放送局長		
李竜祚	顧問	海印大學長		
金致股	顧問	馬山市中等教育會會長		
李甲道	顧問	馬山商業高等學校長		
許潤秀	委員長	自由党馬山市党部委員長	○	民議員・馬山選挙区選出
韓泰日	副委員長	自由党馬山市党部副委員長	○	馬山商工會議所會長
李炳珍	副委員長	自由党馬山市党部副委員長	○	
金斗喆	副委員長	自由党馬山市党部副委員長	○	
金鍾圭	総務部責任委員	自由党馬山市党部総務部長	○	
李元吉	総務部委員	自由党馬山市党部財務部長		
崔載衡	救護部責任委員	自由党馬山市党部組織部長		
朴普欽	救護部委員	自由党馬山市党部議員部長		
金昌式	宣伝部責任委員	自由党馬山市党部宣伝部長	○	
金祥洙	宣伝部委員	自由党馬山市党部文化部長		
朴昌麟	調査部責任委員	自由党馬山市党部監察部長		
韓金桂	調査部委員	自由党馬山市党部調査部長		

表 2 54年国会議員選挙における、市・町村別、及び候補者数と各政党の得票数の相関関係

	市・町村	候補者数	自由党	民主国民党	国民会	国民党	諸派	無所属
市・町村	1							
候補者数	0.277	1						
自由党	-0.449	-0.372	1					
民主国民党	0.209	-0.088	-0.639	1				
国民会	-0.424	-0.008	0.234	0.184	1			
国民党	-0.201	0.034	-0.025	-0.089	-0.138	1		
諸派	-0.127	-0.305	0.226	-0.01	-0.267	-0.231	1	
無所属	0.394	0.543	-0.59	-0.15	-0.355	0.081	-0.628	1

註・各道を市部・町村部に区分した単位毎に、市部・町村部の別、一選挙区当りの全候補者数、そして諸党派及び無所属得票数の相関関係を示したものである。

表 3 58年国会議員選挙における、市・町村別、及び候補者数と各政党の得票数の相関関係

	市・町村	候補者数	自由党	民主党	統一党	国民会	諸派	無所属
市・町村	1							
候補者数	0.468	1						
自由党	-0.683	-0.638	1					
民主党	0.59	-0.078	-0.245	1				
統一党	-0.006	0.068	-0.012	-0.096	1			
国民会	-0.029	0.512	-0.14	-0.204	0.349	1		
諸派	0.359	0.115	-0.362	0.279	0.073	-0.225	1	
無所属	-0.128	0.455	-0.419	-0.766	-0.012	0.197	-0.105	1

註・同上。

表4 町村部住民の認識する自らの所属する団体と活動への積極度

団体名	熱心	普通	傍観的	無回答	参加者合計
教会	18	5			23
宗親会	7	7	2	2	18
師親会	6	2	1	2	11
親睦会	2	3		10	15
畜産組合	2	2		1	5
4Hクラブ	5		5	6	16
菜疎組合	1				1
山林組合		1			1
水利組合		1		1	2
国民会	1		1		2
自由党	10	12	39	5	66
婦人会	2	4	16		22
除兵将兵輔導会	1	1	3		5
尚武会	1		3	2	6
団体非加盟					177
				調査対象者総数	336

註・1958年12月13日～21日、京機道広州郡及び龍仁郡における調査。団体への加盟は非調査者からの聞き取り調査者リストに名を連ねによるものであり、その結果、国民会・婦人会等、農村のほぼ全員が上から強制的に加盟させられ、その結果、住民自身が自らの加盟を自覚していない団体については、参加者合計の数字は公式の加盟者の数字とは大きく異なる。詳しくは、李万甲『韓国農村社会의 構造과 变化』서울 大学校出版部【韓国】、1973年、121ページ以下。

表5 1956年自由党同福面党・正副統領選挙対策委員会 (大地主及び日本統治期公職等経験者)

序列	職位	農地規模 (1950.6.24.)	受配農地	日本統治期 地主等級	日本統治期 公職等	面議会議員 (1956年)
1	委員長	3 4, 9 3 3		1 0	面協議員	○
2	副委員長	1, 9 5 5	1, 6 0 5	(1 6)	面書記	
3	副委員長					○
4	副委員長・渉外部責任	4, 4 3 0				
5	事務長・調査部責任	1, 3 6 2		(1 9)		
6	総務部責任					○
9	宣伝部責任・地区委員	2, 8 5 3	3 7 6	(2 0)	区長	
1 0	宣伝部責任	4, 2 1 5				○
1 1	宣伝部責任・地区委員			(1 0)		
1 3	組織部責任・地区委員				区長	
1 4	組織部責任・地区委員	1 2 2				
1 5	財政部責任	1, 2 7 1	3 5 3		面雇員	○
1 6	財政部責任			1 6	区長	○
1 7	調査部責任	3 4 4				
1 8	渉外部責任				区長	
1 9	婦女部責任		(5 2)			
2 0	監察部責任・地区委員				(区長)	
2 1	監察部責任	2 6 9				
2 2	監察部責任	2, 1 8 6			区長	
2 3	監察部責任・地区委員				区長	
		町歩	町歩	級		

註・拙稿「韓国における民主化と『政府党』」, 西村茂雄・片山裕編著『東アジア史像の再構築』青木書店, 2002年, 196ページより。洪性讚『韓国近代農村社会의 變動과 地主層』知識産業社【韓国】, 1992年, 315-7ページ, 『地方議会議員名鑑』中央通信社【韓国】, 1956年等より作成。常任委員以下は省略した。受配農地とは農地改革により獲得した農地。()内は親族の等級や受配農地規模。この表には出ていないが, 本人とは別に親族が地主であったり, 日本統治期の官職経験者であった者は多い。また, 同福面議会議員は11名。他の5名も全て自由党所属, うち2名はこの選挙対策委員会常任委員である。尚, 1950年6月24日は, 朝鮮戦争没発の前日である。

表6 選挙運動員になった理由

	実数	%
故郷のため	3	9.4
自分のため	16	50
国のため	4	12.5
断りきれなかったため	1	3.1
一家のため	1	3.1
その他	6	18.8
わからない	1	3.1
無回答		
合計	32	100

註・李万甲『韓国 農村社会の 構造과 変化』서울大学校出版部【韓国】，1973年，142ページ。

表7 選挙時において誰の意見を最もよく参考にするか

	無学者	書堂	有学歴	その他	実数	%
村落有力者	20.5	9.5	11.9		56	16.7
一家の有力者	2.1		2.5		7	2.1
選挙運動員	4.6	9.5	2.5		14	4.2
所聞	19	19.1	13.6		57	17
選挙演説	13.3	19.1	20.3		54	16
新聞		19.1	20.3		28	8.3
その他	33.3	23.7	27.1	100	104	30.9
わからない	4.1		0.9		9	2.7
無回答	3.1		0.9		7	2.1
実数	195	21	118	2	336	
%	58	6.3	35.1	0.6		100

註・李万甲『韓国 農村社会の 構造과 変化』서울大学校出版部【韓国】，1973年，143ページ。

The Rise and Fall of the Liberal Party: The First “Authoritarian Regime” in the Republic of Korea

KIMURA Kan*

Abstract

This study is intended to examine the process of the rise and fall of the first “authoritarian regime” in the Republic of Korea, which was formed under Syngman Rhee (李承晩) and the Liberal Party (自由党) from 1951 to 1960, and also to derive suggestions in order to understand “authoritarianization” of newly-independent countries after the World War II.

The first question of this study is to address and define the concept of the regime. The most characteristic quality of this regime is the fact that this regime was “authoritarianized” through the process of elections. At the elections of 1952 and 1954, the Liberal Party won by large margins. They had two advantages against their oppositions at these elections. The first advantage was their control of administration offices in local societies. Under the regime of Syngman Rhee since 1948, the organizations of the Liberal Party were integrated with those of the local administration offices. At each election, the Liberal Party mobilized the organization to support their candidate. The mobilization of the organization was very effective in rural areas. After revelation from Japan in 1945, Korean local elites - most of them were landlords possessing connections with Japanese bureaucrats in the Japanese period - lost their own authorities in local societies. For these local elites, their official posts in local societies were the last sources from which they could get additional authority to keep their leaderships in local societies. So the Liberal Party was able to manipulate the local elites by taking advantage of their position as the government party. The Liberal Party was a typical “Administrative Party” .

* Associate Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

The second question of this study is to analyze why the regime of this kind of typical “Administrative Party” collapsed, when the organization was at the height of its development. Before the election of 1960, the organization of the Liberal Party was most developed and seemed very strong. Nevertheless, soon after the election, the regime of the Liberal Party and Syngman Rhee was brought down by university students who protested against the “corrupted election” by the Liberal Party. Of course, the straight answer explaining this event would be simple: The party could not collect enough ballots in order to win the election, and instead tried to preserve the regime through illegal methods. However, the more important point to understand in this process is to look at why the regime was not able to collect enough ballots.

An in-depth answer of this question is as follows. Originally, the Liberal Party was a party which was formed around their charismatic leader, Syngman Rhee, who possessed the great title of being the “founding father of the nation” . They won the elections by taking advantage of slogans such as “Party of the founding father” or “a candidate of the founding father” . However, in the second half of the 1950's, Syngman Rhee's charisma gradually declined. The loss of Yi Ki-pung (李起鵬), Syngman Rhee's running mate as a candidate for vice-president of the Liberal Party at the election of 1956, against Chang Myeon (張勉) clearly showed the downfall. The well-developed organization of the Liberal Party was the consequence of the 1956 election. However, the important fact is that despite their organization as an administrative party, the group was unable to recover the loss of the charisma of Syngman Rhee and unable to collect enough ballots to win at the next election.

A suggestion from this study which we can derive is simple but important. Moreover, a well-developed organization of an administrative party is not enough for a party to win an election. If the party tries to create an “authoritarian” position through elections, it must have something which is different from an organization. In the case of Korea between 1951 to 1960, it was the charisma of a founding father, Syngman Rhee.